

2012年度

茅ヶ崎市予算に関する要望事項

2011年11月18日

新政ちがさき

2011年11月18日

茅ヶ崎市長 服部信明 様

新政ちがさき
代表 和田 清

市長におかれましては、日頃より市政発展のため、ご尽力されていることに、心よりの敬意を表します。

また、3・11東日本大震災及び福島県第1原子力発電所事故以降、大きく社会状況が変わるなか、多くの課題が出現しています。本市においても防災計画の再編・放射線の影響対策等多くあるなか、市長及び市職員が市民生活の向上に向け、果敢にお取り組みされていることに敬意を表します。

さて、茅ヶ崎市は、2012年度の予算編成作業に取りかかっておられる最中と認識いたしますが、市長に対しまして市民要望も盛り込んだ「2012年度予算要望事項」を新政ちがさき市議団として取りまとめここに提出させていただきます。

つきましては、財政事情の厳しさを増す状況下での予算編成となろうかと考えますが、これらの要望事項について可能な限り予算にご反映いただきますようお願い申し上げます。

なお、本要望に対して文書によるご回答をいただきたく、お取りはからいくださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

I. 行財政改革について

1. 市民生活を守るために、公平な税負担、無理のない医療費負担等の制度への改善を国に強く働きかけ、市としても生活困窮者への救済措置を確実に講じていくこと。
2. IT 化の推進によりシステムの維持管理費用が年々増加している。システム改修費用をはじめとする IT システム全体のコスト削減に向け、システム改修方法の改善を図ること。また、稼働率の低いシステムについては原因を究明し、廃止も含めた抜本的なシステムの再構築を行うこと。
3. 自治基本条例の推進について
 - ①条例の推進に向けて、アクションプランを着実に遂行すること。またその他必要な取り組みも含め、年度ごとの推進の状況とその結果について公表すること。
 - ②条例の理念に基づき、積極的な情報公開と情報共有を行うこと。
 - ③条例の理念に基づき、公民連携を慎重に検討すること。
 - ④条例の検証と見直しに向けて、市民参加による機関を設置すること。

II. 都市・生活環境整備について

1. 浜竹地区、鶴が台地区等全市的に未整備雨水幹線の整備を促進するとともに、その枝線（面整備）の整備を行い、いっ水を解消すること。
2. 砂浜の浸食対策を中心とした海岸整備を引き続き県に働きかけること。また、サザンビーチ海水浴場付近に堅固なトイレ及びシャワーを設置すること。
3. 相模川左岸全区間の護岸について、早期に整備するよう国に働きかけること。
4. 千ノ川について、いっ水対策を講じるとともに、水質改善に向けさらに努めること。また、県管理区域の整備促進を県に働きかけること。
5. JR 相模線について、沿線全駅の行き違い駅化を実現し、さらに早期に複線化を実現するよう JR 等関係機関に働きかけること。また、北茅ヶ崎駅・香川駅の駅及び駅周辺についての整備促進を図ること。さらに、相鉄の乗り入れについても継続して働きかけること。

6. 公共施設での太陽光発電装置、屋上緑化、貯水施設等を設置しての自然エネルギー・雨水利用等、率先した自然環境に配慮した整備を進めること。また、民間・企業等に対し環境配慮の促進を働きかけること。
7. J R 茅ヶ崎駅において、利用者の安全と利便を確保するため、ホームの拡幅及び現在、湘南ライナー専用ホームとなっているプラットホームを延長して、湘南ライナー以外の列車での使用を実現するため、J Rを始めとして関係機関へ継続した働きかけを強化して実施すること。
8. 茅ヶ崎駅南口周辺に、さらに自転車駐車を増設すること。
9. 踏切事故防止の観点から、茅ヶ崎駅以西から南湖付近までの踏切遮断時間短縮のため、J Rに対し、茅ヶ崎駅通過列車と停止列車を区別可能なセンサーの設置を働きかけること。

Ⅲ. 福祉・医療関係について

1. 介護保険制度の適正運用を図るとともに、地域で暮らす介護を必要とする人たちに必要な地域密着型事業を積極的に実施すること。
2. 市としての主体性を持って、積極的に心身障がい者の雇用促進が図られるような施策を実施していくこと。また、発達障がい者、精神障がい者の雇用に際し、就労支援者（ジョブコーチなど）との連携を密にして就労定着をはかること。さらに、就労支援制度の拡充に向け、関係機関への働きかけを強化していくこと。
3. 地域包括支援センターの現場の声を把握し、実態を踏まえながらセンター事業の充実を図るとともに、福祉関係のターミナル化、総合窓口の充実をはかること。
4. 保育園の待機児童解消に向け、さらなる努力を継続すること。また、保育施設の設置に際しては、官民の役割分担を明確にし、安全で良質な保育の実現をはかること。
5. 児童クラブについて、指導員の処遇改善を含めて質の向上を図ること。
6. 障がい者虐待防止法の施行に合わせ、成年後見制度の市長申し立ても含めて制度活用を図り、子ども、障がい者、高齢者などの権利擁護を推進すること。

7. 小児科医療の充実を図るとともに産科医療体制の拡充を図ること。

8. 子育て支援の相談窓口の充実を図ること。

IV. 教育・文化・スポーツ関係について

1. 各地域に青少年広場、スポーツ広場、ミニ公園など、子どもの居場所が確保されるよう遊び場を設置するとともに、衛生面にも配慮して既存施設を含めて市内各所にトイレを設置すること。

2. 義務教育費国庫負担制度を堅持するよう国県に強く働きかけること。

3. 教育ローンの利子補給制度について、利用しやすい制度への改善と市民に対するの周知はかり、経済面を理由とした途中退学者、修学困難者の発生を防止すること。

4. 総合型地域スポーツクラブを立ち上げ中学校の部活動の減少を補完すること。

5. 校庭の芝生化について前向きに検討・推進すること。

6. 学校、生徒・児童、保護者のニーズに対応したふれあい補助員制度のあり方を検討し、当該制度の充実を図ること。

7. 特別支援学級の増設など、特別支援教育の充実につとめること。

8. 各学校の図書館に司書を配置するなど、学校図書館を充実させること。

9. スクールソーシャルワークの設置促進を図ること。

10. 公民館・図書館・青少年会館・文化資料館など、茅ヶ崎市の社会教育施設の運営に関し、教育機関としての機能及びその他施設の設置目的が十分に果たせるように、職員の専門性や事業の充実を図ること。

V. 防災対策・危機管理について

1. 災害時、市民に必要な水および食料の確保・供給についてさらに万全を期すこと。

2. 防災空間を確保するため、緑地・農地等の保全につとめること。
3. 地域防災に関しては、主体的かつ実効的な自治会単位の防災訓練を奨励し、地域住民の危機管理意識が高まるよう取り組みを支援すること。
4. 女性防災リーダーを計画的に増員すること。また、地域における防災リーダーの役割を検証し、防災および復興に有効な養成を行うこと。
5. 災害時要援護者支援制度の推進にあたっては、当事者の個々の実情に即した対策をたてること。
6. 災害発生時を想定し、各公園を含む公共施設に、災害時に市ようできるトイレを整備し、またトイレの機能を維持するための備品（凝固剤、抗菌防臭剤、ビニール袋等）を設置すること。また、同種の備品を一般家庭でも準備するよう広報に努めること。
7. 耐震補強工事を要する住宅への補助については、賃貸住宅、集合住宅等も含め拡充し、制度利用について市民に周知すること。
8. 防災行政用無線の難聴地域対策は、各家庭への防災ラジオの普及等さまざまな方策を早急に実施すること。特に、高齢者、障がい者に対して配慮した情報伝達方法を検討し実施すること。
9. 防災の充実と災害時の迅速な対応を図るため、災害対策関連部署の強化を図ること。
10. 放射能問題に関して、市内あげて総合的な対策に取り組む体制をつくること。
11. 厚木基地における航空機騒音等に対する防音設備の設置やNHK受信料減免対象地域の拡大に向け、政府等関係機関に働きかけること。

VI. 道路整備について

1. 東海岸寒川線について、全線の整備促進を早期に図ること。また、同線周辺地域の交通安全に関して、地域住民と十分な協議を行うこと。

2. 市内交通の渋滞解消を図るため、湘南バイパスの相模川の架橋、西湘バイパスへの接続など、事業促進をさらに図るよう国県に強く働きかけること。
3. 人に優しい歩行者空間確保のため、車道と段差のない歩道整備を全市的に行い、さらに歩道にベンチが置けるスペースを確保し、高齢者などベンチで休憩ができるような配慮について実施していくこと。
4. 以下について早急に整備を進めること。
 - (1) 矢畑萩園線及び遠藤茅ヶ崎線の歩道拡幅について、全線歩車道段差のない形で早期に整備を図ること。
 - (2) 国道一号線の十間坂交差点から梅田小学校正門付近までの道路について、大型車の進入規制等の交通規制をかけるなど、歩行者・自転車の安全対策を至急に講じること。
 - (3) 雄三通り全線について段差のない歩道を整備すること。
5. 新国道線工事について丸子・中山・茅ヶ崎線から東海岸寒川線までの建設を早期に実現すること。
6. 市民の生命を守るため、公道における市民の安全確保責任主体である茅ヶ崎市として生活道路での4ウェーストップの実施や速度抑制デバイス（ハンプ等）の設置の早期実現に向けて関係機関に強く働きかけること。
7. 県道404号線（遠藤―茅ヶ崎以東）の計画を明らかにすること。
8. 県道「藤沢―大磯線」の県道茅ヶ崎・遠藤線赤羽根交差点から丸子・中山・茅ヶ崎線の茅ヶ崎中央インター交差点間の部分開通に伴い、新たな交通事故発生危険地点が発生している。市として交通危険箇所を早急に把握し、右折禁止を始めとする実効ある交通規制及びカーブミラー等の交通安全設備の設置等安全策を県・県警等に対し強く働きかけること。
9. 通学路での危険箇所（香川小学校周辺、萩園中学校前、一中通り全般他）の洗い出しを再度行い、それぞれの安全対策を講じること。

Ⅶ. 公共施設再整備について

1. 公共施設の再編については、今後さらに厳しい財政状況が予想される中で、市民・市職員・各公共施設関係者の安全確保を第一として将来の茅ヶ崎市の状況をも勘案しながらの優先順位付けをおこない、市民に対して市の考え方を明確に示しながら効率的な再編を計画的に実施していくこと。また、状況に応じて再編計画の延期、見直しを検討すること。

Ⅷ. その他

1. 零細・中小・未組織労働者に対する金融助成制度を一層充実させること。また、一般預託金を大幅に増額し、住宅利子補給制度の期間を延長すること。
2. 厳しい経済情勢下、実効ある雇用対策を促進すること。
3. 「新しい公共」の考え方にに基づき、今後ますます市と市民の協働機会が増加すると考える。共同事業推進に当たっては、全市民ニーズの内、行政が担うべき部分、市民、企業、団体、地域に担っていただく部分の区分基準を作成し、協働事業のあり方を明確に示して市民と市との相互理解と合意に基づき、あらゆる面で真に市と市民が対等な立場で責任を持って協力して事業推進ができる体制を構築すること。

以上